

いわき市水道局の工事請負契約の手引き

- 総務課で扱う工事請負契約の概要 . . . P 1
- 契約保証 . . . P 2 ~ 3
- 書類作成上の注意及び記入例 . . . P 4 ~ 1 2

お問い合わせ先

いわき市水道局総務課管財契約係

住 所 : いわき市平字童子町 2 の 5
電 話 : 直通 0246 (22) 9315
 代表 0246 (22) 1221 内線 427・428
F A X : 0246 (21) 4644

— 令和 5 年 1 月 現在 —

総務課で扱う工事請負契約の概要

事務の流れ	提出書類等	提出先				
落札 ▼ 契約締結	<p>■ 落札決定の日から7日以内に次の書類を提出してください。</p> <p>① 契約保証に関する書類【請負代金額500万円以上の場合に限る。詳細はP2～3を参照】</p> <p>② いわき市工事請負契約書 2部（うち1部は収入印紙を貼付） <small>【請負代金額30万円以上100万円未満の場合は、いわき市工事請負請書（1部）に替えても可】</small> <small>（記入例P5）</small></p> <p>③ 仲裁合意書 2部【いわき市工事請負請書を提出した場合、省略可】 <small>（記入例P6～7）</small></p> <p>④ 現場代理人及び主任技術者等通知書（経歴書等、その他添付書類） 1部 <small>（記入例P8～9）</small></p> <p>【添付書類】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">現場代理人</td> <td>・経歴書（任意様式）</td> </tr> <tr> <td>主任技術者 又は 監理技術者</td> <td>・経歴書（任意様式） ・資格を確認できる書類の写し ・恒常的な雇用関係を確認できる書類 （監理技術者資格証、健康保険被保険者証の写し）</td> </tr> </table> <p>⑤ 工事着工届 1部（記入例P11）</p> <p>⑥ 工事工程表 1部【契約工期が30日以内の場合、省略可】（記入例P12）</p> <p>⑦ 建設業退職金共済制度に係る掛金収納書 1部 <small>【請負代金額100万円未満の場合、省略可】</small> <small>※ 建設業退職金共済の該当がない場合は、掛金収納書を提出しない理由を記載した理由書にその理由を証明する書類を添えて提出してください。</small></p> <p>注) ⑤～⑦の書類を一緒に提出できない場合は、契約締結後に工事担当課に提出してください。</p> <p>■ ②・③の書類は押印のうえ、後日、監督員通知書とともに返送します。</p>	現場代理人	・経歴書（任意様式）	主任技術者 又は 監理技術者	・経歴書（任意様式） ・資格を確認できる書類の写し ・恒常的な雇用関係を確認できる書類 （監理技術者資格証、健康保険被保険者証の写し）	総務課 管財契約係
現場代理人	・経歴書（任意様式）					
主任技術者 又は 監理技術者	・経歴書（任意様式） ・資格を確認できる書類の写し ・恒常的な雇用関係を確認できる書類 （監理技術者資格証、健康保険被保険者証の写し）					
着工 ▼ 前払金の請求 ・ ・ ・ ▼ 工事完了	<p>■ 前払金は、請負代金額100万円以上で、公告等に「前金払 有」と表示している場合のみ請求できます。</p> <p>ア 提出書類 請求書、前払金保証事業会社の保証証書、同保証事業会社の保証証書（写）、同保証事業会社の約款</p> <p>イ 請求金額 請負代金額の45%以内（1万円未満の端数切り捨て）</p> <p>ウ 請求期限 契約日から20日以内</p> <p>エ 支払予定 請求日から起算して30日以内</p> <p>※ 契約書等と一緒に提出できる場合は、総務課管財契約係でお預かりします。</p> <p>■ 公告等に「中間前金払 有」と表示があり、かつ適用要件に該当する場合は、請負代金額の20%以内の額の前払金（中間前払金）の請求ができます。</p>	工事担当課				

※ 変更契約が必要な場合は、総務課よりその旨を連絡しますので、変更契約書等は、総務課へ提出してください。

この取扱いは、一般的な工事請負契約の場合であるため、「共同企業体」「数か年継続」による工事の場合は事務の流れや提出書類が異なりますので、別途御相談ください。

契約保証について（契約保証に関する書類）

落札者は、「いわき市水道局契約規程第 27 条」及び「いわき市水道局工事請負契約約款第 4 条」に基づき、契約と同時に、請負代金額の 10 分の 1 以上の額の契約保証が必要となります。

1 契約保証と契約締結

契約保証は「契約上の義務の履行を確保するために徴する担保」であることから、契約締結時に契約保証金の納付又は保証書等の提出がない場合は、契約を締結することができません。
したがって、契約保証の提出は契約書案の提出と同時に行うことになります。

2 契約保証を必要としない場合

請負代金額が 500 万円未満の場合は、契約保証は免除となります。
ただし、請負代金額の変更により、変更後の請負代金額が 500 万円以上となる場合は契約保証が必要となるため、変更契約予定日までに契約保証を確保してください。

3 契約保証の方法

契約保証は、以下の(1)～(5)のいずれかの方法により行ってください。
※電子による対応を除く

(1) 契約保証金の納付

市水道局の発行する納入通知書兼領収証書により、金融機関等に「現金」（現金に代えて納付する小切手にあつては、指定金融機関が振り出したもの又は支払いを保証したものに限る。）を納付すること。

（納入通知書兼領収証書は、落札決定通知書の注意事項に記載している工事担当課が発行）

① 納付後

- ア 金融機関等が領収印を押した「納入通知書兼領収証書」を提示してください。
- イ コピーした後、当該領収証書を返却します。

② 納付した現金の還付

- ア 納入通知書兼領収証書の納入内容及び金額を記載した請求書を作成してください。
- イ 記名押印し、完成工事物の引渡し後、工事担当課へ請求してください。
- ※ 請求書が提出されない場合、契約保証金の還付が遅延してしまう恐れがありますので、速やかに提出するようご注意ください。

(2) 有価証券の提供

有価証券の種類及びその担保価額は、「地方債証券（額面全額）」又は「国債証券（額面全額）」のいずれかとし、市水道局の出納機関へ提供すること。

有価証券が記名有価証券の場合は、その払い込みの際に、売却承諾書及び白紙委任状を添えて払い込むこと。

① 払込後

- ア 出納機関の交付する「保管有価証券領収書」を提示してください。
- イ コピーした後、当該領収書を返却します。

② 払い込んだ有価証券の払渡

工事目的物の引渡し後、工事担当課へ払渡の請求をすること。

(3) **金融機関等の保証書の提出**

債務不履行により生ずる損害金の支払を保証する金融機関等の保証であること。

① 損害金の支払を保証する金融機関等

ア 「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」に規定する金融機関である銀行等（銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受け入れを行う組合）

イ 「公共工事の前払金保証事業に関する法律」第2条第4項に規定する保証事業会社

② 保証申込上の注意

宛名	「いわき市水道事業管理者 ○○○○」であること。
保証責務の内容	工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払であること。
保証に係る工事の工事名	工事請負契約書に記載される工事名であること。
保証金額	請負代金額の10分の1以上の金額であること。
保証期間	契約工期を含むものであること。
保証債務履行請求期限	保証期間経過後6か月以上確保されていること。

③ 保証書の返還

工事目的物の引渡し後、工事担当課へ「保証書に係る受領書」を提出し、保証書の返還を受け、銀行等へ返還すること。

(4) **公共工事履行保証証券（履行ボンド）の提出**

保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証していること。

【保証申込上の注意】

債権者	「いわき市水道事業管理者 ○○○○」であること。
証券上の主契約の内容としての工事名	工事請負契約書に記載される工事名であること。
保証金額	請負代金額の10分の1以上の金額であること。
保証期間	契約工期を含むものであること。

(5) **履行保証保険契約に係る証券の提出**

保険会社が債務の不履行により生ずる損害をてん補する保険契約に係る証券であること。

【保険申込上の注意】

被保険者	「いわき市水道事業管理者 ○○○○」であること。
申込の種類	定額てん補方式を申し込みすること。
証券上の契約の内容としての工事名	工事請負契約書に記載される工事名であること。
保険金額	請負代金額の10分の1以上の金額であること。
保険期間	契約工期を含むものであること。

4 **その他**

請負代金額や工期の変更に伴う契約保証の変更については、発注者の指示に従ってください。
(通常は「工期延長」の場合に契約保証の変更を求めています。)

書類作成上の注意及び記入例

書類の作成にあたっては、公告等に記載している「工事等名・工事等場所・契約予定日・予定工期」を基本にしてください。

1 契約締結期限について

「入札心得」において、「落札決定の日から 7 日以内」を契約締結の期限としていますが、公告等の契約予定日は、落札決定の日から概ね 3 日後と、少し早目に設定しております。

契約保証手続き等に時間を要し、契約予定日での契約が困難な場合は、契約日及び契約工期を調整しますので、速やかに連絡してください。

2 記入例について

次の内容を例として、5 頁以降から各書類の記入例を表示しております。なお、全ての書類に記入する日付は和暦で記入してください。

【契約例】

工 事 名 いわき市水道局◎◎配水管改良工事
工 事 場 所 いわき市平字童子町 地内
契約予定日 ○○年 6 月 1 日
契約 工 期 ○○年 6 月 3 日～ △△年 3 月 11 日
請 負 者 ○×県△▽市□◇町 14-15
○○株式会社 いわき支社 支社長 ◎◎ ◎◎
請負代金額 11,000,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,000,000円)

「いわき市工事請負契約書」の記入例・・・・・・・・・・ P 5

「仲裁合意書」の記入例・・・・・・・・・・ P 6～7

「現場代理人及び主任技術者等通知書」の記入例・・・・ P 8～10

「工事着工届」の記入例・・・・・・・・・・ P 11

「工事工程表」の記入例・・・・・・・・・・ P 12

【記入例】

収 入
印 紙

いわき市工事請負契約書

作成する2部のうち1部は収入印紙を貼付

工 事 名	いわき市水道局◎◎配水管改良工事										
工事場所	いわき市平字童子町 地内										
契約工期	〇〇年6月3日から △△年3月11日まで										
請負代金額	円	<p>落札金額に100分の10を加えた額を記載する</p> <p>免税事業者の場合は「¥0」と記入する</p>									
<table border="1"> <tr> <td>¥</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table>	¥		1	1	0	0	0	0	0	0	
¥	1		1	0	0	0	0	0	0		
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	円										
<table border="1"> <tr> <td>¥</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table>	¥	1	0	0	0	0	0	0	0		
¥	1	0	0	0	0	0	0	0			
契約保証金	円										
<table border="1"> <tr> <td>¥</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table>	¥	1	1	0	0	0	0	0	0		
¥	1	1	0	0	0	0	0	0			
<p>上記工事に関する発注者と受注者は、いわき市水道局契約規定及びいわき市水道局工事請負契約約款の各条項に基づき、請負契約を締結する。</p> <p>特約条項</p> <p>通常は契約保証金額を記入するが、次のいずれかに該当する場合は「免除」と記入し、「¥0」とは記入しないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 請負代金額が500万円未満の場合 ② 契約保証として、公共工事履行保証証券（履行ボンド）を提出する場合 ③ 契約保証として、履行保証保険契約に係る証券を提出する場合 <p>上記契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。</p> <p>〇〇年6月1日</p> <p>発注者 いわき市水道事業管理者 ◎◎ ◎◎ 印</p> <p>受注者 住 所 ○×県△▽市□◇町14-15 氏 名 ○○株式会社 いわき支社 支社長 ◎◎ ◎◎ 印</p>											

【記入例】

仲 裁 合 意 書

工 事 名 **いわき市水道局◎◎配水管改良工事**

両面印刷での作成を原則とします。
裏面の内容を別紙とする場合は、割印
を押印してください。

工事場所 **いわき市平字童子町 地内**

契約日を記載

〇〇年**6月1日**に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、発注者及び受注者は、建設業法に規定する下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

管轄審査会名 **福島県建設工事紛争審査会**

契約日と同日

〇〇年**6月1日**

発 注 者 **いわき市水道事業管理者**
◎◎ ◎◎

印

受 注 者 **○×県△▽市□◇町14-15**
〇〇株式会社 いわき支社
支社長 ◎◎ ◎◎

印

注) 裏面「仲裁合意書について」が漏れないようにすること。

(仲裁合意書の裏面)

仲裁合意書について

(1) 仲裁合意について

仲裁合意とは、裁判所への訴訟に代えて、紛争の解決を仲裁人に委ねることを約する当事者間の契約である。

仲裁手続きによってなされる仲裁判断は、裁判上の確定判決と同一の効力を有し、たとえその仲裁判断の内容に不服があっても、その内容を裁判所で争うことはできない。

(2) 建設工事紛争審査会について

建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）は、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため建設業法に基づいて設置されており、同法の規定により、あつせん、調停及び仲裁を行う権限を有している。また、中央建設工事紛争審査会（以下「中央審査会」という。）は、国土交通省に、都道府県建設工事紛争審査会（以下「都道府県審査会」という。）は各都道府県にそれぞれ設置されている。審査会の管轄は、原則として、受注者が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるときは中央審査会、都道府県知事の許可を受けた建設業者であるときは当該都道府県審査会であるが、当事者の合意によって管轄審査会を定めることもできる。

審査会による仲裁は、三人の仲裁委員が行い、仲裁委員は、審査会の委員又は特別委員のうちから当事者が合意によって選定した者につき、審査会の会長が指名する。また、仲裁委員のうち少なくとも一人は、弁護士法の規定により弁護士となる資格を有する者である。

なお、審査会における仲裁手続きは、建設業法に特別の定めがある場合を除き、仲裁法の規定が適用される。

両面印刷で作成してください。

【記入例】

当初を○で囲む

当初・変更

現場代理人及び主任技術者等通知書

〇〇年6月1日に契約を締結した、**いわき市水道局◎◎配水管改良工事**（工期 〇〇年6月3日～△△年3月11日）について、いわき市水道局工事請負契約約款第10条の規定に基づき、本件工事の現場代理人及び主任技術者等（主任技術者又は監理技術者）を下記のとおり定めたので、別添経歴書を添えて通知します。

いわき市水道事業管理者 様

〇〇年6月1日

契約日を記入する

受注者 住所 ○×県△▽市□◇町14-15

氏名 ○〇株式会社 いわき支社
支社長 ◎◎ ◎◎

1又は2のうち該当する番号を○で囲む

記

1 現場代理人（通知日現在、現場代理人等になっている他の工事については、裏面の一覧表のとおりです）

氏名	権限
△△ △△ (〇年〇月〇日生)	① 約款第10条第2項に規定する権限のすべて 2 上記のうち を除く。

- (注) 1 該当する事項の番号を○で囲むこと。
2 建設業法上の営業所の専任技術者である者は現場代理人にはなれない。
3 現場代理人の常駐義務の緩和を承認された場合を除き、現場代理人は工事現場に常駐する必要がある。
(他の工事において現場代理人である者、主任技術者等である者は、当該工事の現場代理人になれない場合がある。)

2 主任技術者等（通知日現在、主任技術者等になっている他の工事については、裏面の一覧表のとおりです。）

1 すべてに適用する。	態	技術者			
		区分	氏名	役職	資格の名称
② 一部下請施工する。	i 下請総額4,500万円未満	主任技術者	□□ □□ (〇年〇月〇日生)	課長	一級土木管理技士 第99999999号
		監理技術者	(年 月 日生)		
	ii 下請総額4,500万円以上	監理技術者	(年 月 日生)		
		監理技術者補佐	(年 月 日生)		

- (注) 1 「施工形態」の欄は、該当する事項の番号を○で囲むこと。
2 下請総額4,500万円は、建築一式工事の場合は、7,000万円となる。
3 監理技術者資格者証の交付を受けている技術者は、その写し（表、裏とも）を添付すること。
4 記載事項に変更が生じた場合には、速やかに再提出すること。（上欄の変更を○で囲むこと。）
5 建設業法上の営業所の専任技術者である者は専任の主任技術者等にはなれない。
6 請負金額が4,000万円（建築一式工事にあつては8,000万円）以上の工事における主任技術者等は、工事現場ごとに専任の者であること。（この場合、他の工事において現場代理人である者、主任技術者等である者は、当該工事の主任技術者等にはなれない。）

《監督員確認欄》

監督員確認欄は記入しない

職 氏名	職 氏名
現場代理人常駐義務発生日（現場着手日） 年 月 日	主任技術者等の専任義務発生日（工事着手日） 年 月 日

※以下は請負金額が500万円以上の場合、施工体制点検によるため記入不要。

職 氏名	職 氏名
確認月日	確認月日
確認結果	確認結果
現場確認の結果、上記記載事項に相違 1 ない 2 ある	現場確認の結果、上記記載事項に相違 1 ない 2 ある

注) 裏面が漏れないようにすること。

【記入例】

当該工事の現場代理人が兼務する工事一覧表

	発注者	工事名 (施 工 箇 所)	工 期	請負金額	適用区分
当該工事	いわき市水道局	いわき市水道局◎◎配水管改良工事 いわき市平字童子町 地内	○. 6. 3 ～○.3.11	¥11,000,000	
他の工事	いわき市水道局	△△△△△△△△災害復旧工事 いわき市△△△ 地内	○. 4. 1 ～○.12.15	¥9,999,999	<input type="checkbox"/> 近接工事 <input checked="" type="checkbox"/> 10km以内 <input type="checkbox"/> 少額工事
	いわき市水道局	□□□□□□□□□□□□□□工事 いわき市□□□□ 地内	○. 8. 1 ～○. 3.31	¥9,999,999	<input checked="" type="checkbox"/> 近接工事 <input type="checkbox"/> 10km以内 <input type="checkbox"/> 少額工事
					<input type="checkbox"/> 近接工事 <input type="checkbox"/> 10km以内 <input type="checkbox"/> 少額工事
					<input type="checkbox"/> 近接工事 <input type="checkbox"/> 10km以内 <input type="checkbox"/> 少額工事

※ 上記に記載した「他の工事」がいわき市水道局発注工事の場合は、「他の工事」の監督員へ写しを提出すること。

当該工事の主任技術者等が管理する工事一覧表

	発注者	工事名 (施 工 箇 所)	工 期	請負金額	適用区分
当該工事	いわき市水道局	いわき市水道局◎◎配水管改良工事 いわき市平字童子町 地内	○. 6. 3 ～○.3.11	¥11,000,000	
他の工事	いわき市水道局	災害復旧関連△△△△△△△△工事 いわき市△△△ 地内	○. 4. 1 ～○.12.15	¥9,999,999	<input type="checkbox"/> 近接工事 <input checked="" type="checkbox"/> 10km以内 <input type="checkbox"/> 少額工事
	いわき市水道局	□□□□□□□□□□□□□□工事 いわき市□□□□ 地内	○. 8. 1 ～○. 3.31	¥9,999,999	<input checked="" type="checkbox"/> 近接工事 <input type="checkbox"/> 10km以内 <input type="checkbox"/> 少額工事
					<input type="checkbox"/> 近接工事 <input type="checkbox"/> 10km以内 <input type="checkbox"/> 少額工事
					<input type="checkbox"/> 近接工事 <input type="checkbox"/> 10km以内 <input type="checkbox"/> 少額工事

※ 上記に記載した「他の工事」がいわき市水道局発注工事の場合は、「他の工事」の監督員へ写しを提出すること。

【凡例】

10km以内： 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場間の相互の間隔が 10km 程度以下の近接した場所において同一の建設業者により施工される工事

少額工事：【現場代理人】 工事場所が市内で、契約金額 4,000 万円未満
(建築一式工事の場合は 8,000 万円未満) の工事

【主任技術者等】契約金額 4,000 万円未満(建築一式工事の場合は 8,000 万円未満)
の工事

現場代理人の常駐義務緩和措置について

現場代理人については工事現場ごとに常駐するよう義務付けておりますが、次のとおり一部工事について常駐義務を緩和し、他工事との兼務を認めることとします。

1 複数の工事の現場代理人を兼務する場合の対象工事

工事現場における現場代理人の常駐義務の緩和の対象となる工事は、本市※¹が発注する工事で、次のいずれかの条件を満たすものとする。

- (1) 近接工事等（次のいずれかに該当する工事）
 - ① 近接工事
 - ② 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する工事
- (2) 工事場所が市内で、契約金額が4,000万円未満（建築一式工事の場合は8,000万円未満）の工事

2 兼務できる工事件数

- (1) 兼務できる工事件数は3件まで
- (2) 近接工事等については1件とみなして加算する。

3 留意事項

- (1) いわき市水道局が発注する工事と国、福島県及び他市町村が発注した工事との兼務は認められません。
- (2) 工事内容等により品質管理や安全管理に支障があると判断される場合には兼務を認めない場合があります。
- (3) 常駐義務緩和措置により複数現場を兼務することとなった工事現場において、次の事項を履行する必要があります。なお、履行されていないことが確認された場合は、緩和は認められません。
 - ① 現場代理人が不在となる工事現場においては、工事現場の取締りのほか、工事の施工に関する事項を処理できる不在時責任者を指定し、必ず配置すること。
 - ② 現場代理人は、必ずいずれかの工事現場に駐在すること。
 - ③ 現場代理人が工事現場を離れるときは、現場の安全管理の徹底を図るとともに、監督員と必ず連絡が取れる体制を構築すること。
 - ④ 常駐義務の緩和の対象となる工事に係る連絡体制表を作成し、関係する監督員全員に提出すること。
 - ⑤ 現場代理人は、1日に1回以上は当該工事現場に駐在し、現場管理に当たること。
- (4) 常駐義務の緩和の対象となる工事が、次のいずれかに該当する場合は、(3)の①、②、③の履行は不要となります。
 - ア 工事が完了して竣工検査の待機中となっている場合
 - イ 契約後の準備期間中で、工事に着手していない場合
 - ウ 他の工事が中止または休止となっている場合
- (5) 常駐義務の緩和の対象となる工事の現場において、安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故が発生した場合は、直ちに当該現場代理人に対する常駐義務緩和措置を取り消すものとしします。
- (6) 受注者が工事発注者から現場代理人の常駐義務緩和措置を取り消された際に、新たな現場代理人を配置することができない場合には、工事発注者は解除権に基づき当該工事の契約を解除するものとしします。
- (7) 常駐義務緩和措置を取り消された場合には、取り消された事由により一定期間、当該受注者に対する常駐義務緩和措置を認めないものとしします。

※1 本市とは、いわき市水道局のほか、いわき市及びいわき市医療センターを含みます。

【記入例】

工 事 着 工 届

〇〇年6月1日

いわき市水道事業管理者 様

契約日を記入する

受 注 者

住 所 〇×県△▽市□◇町14-15

氏 名 〇〇株式会社 いわき支社
支社長 〇〇 〇〇

電話番号 ××××-××-××××

工事名 いわき市水道局〇〇配水管改良工事	
工事場所 いわき市平字童子町 地内	
請負代金額 円 ¥ 1 1 0 0 0 0 0 0 0	〇〇年 6 月 1 日 契約
〇〇年 6 月 3 日 着工 契約工期の初日を記入する	契約工期 〇〇年 6 月 3 日 から △△年 3 月 11 日 まで

確認欄	年 月 日
課 係	監督員職氏名
係長	

確認欄は記入しない

【記入例】

工 事 工 程 表

契約日を記載(変更契約時は、変更契約日)

〇〇年6月1日 提出

工事名 いわき市水道局◎◎配水管改良工事	工事場所 いわき市平字童子町 地内	受注者 ○×県△▽市□◇町 14-15 ○○株式会社 いわき支社 支社長 ◎◎ ◎◎													
確認欄 年 月 日 監督員職氏名 ◎	工事請負代金額 円 ¥ 1 1 0 0 0 0 0 0	契約工期 〇〇年 6月 3日 から △△年 3月 11日 まで													
工事の種類	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20

確認欄は記入しない

係長

注) 工期変更に伴い、変更の工程表を提出する場合は、当初の工程に、変更後の工程を赤で書き加えるなど、変更前後の比較ができるようにすること。